

## 健康

### 風しんの抗体検査と予防接種

昭和37年4/2～同54年4/1生まれの男性に、風しんの抗体検査と予防接種（抗体検査を行い、十分に抗体がないと判定された場合）を無料で実施しています。過去にクーポン券未使用の対象者には、6月中にクーポン券を送付しますので、詳細は同封の書類をご覧ください。

**期限** 来年3/31(日)

[厚生労働省](#)に掲載 [健康推進課](#) 25・9848

### 7月は愛の血液助け合い運動月間

**献血場所** 北彩都あさひかわ献血ルーム（宮下通7 イオンモール旭川駅前4階 25・5660）

**受付時間** 10：00～18：00

[保健総務課](#) 25・9815

### 楽天ペイの追加でキャッシュレス決済がより便利になりました

診療費のお支払いの際に、これまでのキャッシュレス決済に加え、楽天ペイのご利用が可能になりました。

- 1階正面玄関会計窓口（平日の8：30～17：00）
- 1階夜間受付窓口（17：00～翌朝8：30と休日）

[診療](#)等の提供を受けた方

[市立旭川病院](#)（金星町1 24・3181）

### 食生活改善地域講習会

[食生活改善推進員](#)・栄養士・保健師講話、調理実習

[7/20\(木\)](#)10：00～13：00 [調理実習室](#)（第二庁舎6階） [定](#)30人 [料](#)500円 [保健指導課](#) 23・7816

### 心の健康に関する催し

[他](#)①③④事前に保健師の個別相談あり [申](#)①③④ [健康推進課](#) 25・6364 [詳](#)② [健康推進課](#) 25・6364

### ①つむぎ会「ひきこもり親の会」（予約制）

[日](#)7/3(月)13：30～15：00 [第](#)第二庁舎3階

[対](#)おおむね20～40歳代の引きこもり当事者の家族

### ②断酒会員による酒害相談（予約不要）

[日](#)7/6(木)13：00～14：30 [第](#)第二庁舎2階

[対](#)アルコール依存や飲酒に関してお困りの方とその家族

### ③旭川自死遺族わかちあいの会（予約制）

[日](#)7/14(金)13：30～15：00 [第](#)第二庁舎3階

[対](#)自死遺族の方

### ④精神科医師による心の健康に関する相談（予約制）

[日](#)7/26(水) [第](#)第二庁舎2階

[対](#)精神科・心療内科への通院歴がない方とその家族

### 発熱等の症状があり、受診先をお探しの方へ

[新](#)新型コロナウイルス感染症対策担当 26・1111（内線5664）

発熱など新型コロナを疑う症状があり、受診できる医療機関をお探しの方は、かかりつけ医または市に掲載の医療機関にお問い合わせください。受診の際は、院内感染防止のため、直接医療機関には行かず、必ず事前に電話をお願いします。受診先が見つからない場合は、[新型コロナウイルス感染症健康相談窓口](#)（25・1201）にご連絡ください。



### 新しい国民健康保険証を7月末までに送付

8月からは新しい保険証を使ってください。

[簡](#)簡易書留での送付を希望する方は、世帯主の住所・氏名・電話番号・保険証の記号番号の他、「簡易書留希望」と記入し、はがきか封書で、6/23(金)までに国民健康保険課（総合庁舎1階）に申込みを

[国民健康保険課](#) 25・6247

### 新しい後期高齢者医療保険証を7月末までに送付

8月からは新しい保険証（黄色）を使ってください。

[簡](#)簡易書留での送付を希望する方は、住所・氏名・電話番号・被保険者番号の他、「簡易書留希望」と記入し、はがきか封書で、新しい保険証が送付される予定の方は6/23(金)まで、75歳になる方は年齢到達月の前々月末日（例：12月誕生日の方は10月末日）までに国民健康保険課（総合庁舎1階）に申込みを [国民健康保険課](#) 25・8536

### 介護保険料納入通知書を7月中旬に送付

[対](#)65歳以上の方

**納付方法** ●特別徴収の方＝仮徴収（4月・6月・8月に年金から保険料を引き去り）されている方は、年間保険料額から仮徴収した分を差し引いた額を10月・12月・翌年2月に振り分けて、年金から引き去り

●普通徴収の方＝年間の保険料を7月から翌年2月までの8回に分けて、納付書または口座振替により納付

[他](#)令和4年度の途中で保険料の段階変更等により、特別徴収（年金から引き去り）が中止になり普通徴収へ変更になった方は、引き続き7月から9月まで普通徴収、10月から特別徴収を再開する見込みです。送付される納入通知書を確認を [介護保険課](#) 25・5356

### 後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付

保険料額決定に当たり、所得状況の確認が必要な方には、別に申告書を送付しますので期限までに提出してください。

[国民健康保険課](#)（総合庁舎1階 25・8536）

### 福祉タクシーチケットの申請はお済みですか

5月上旬に対象者へ申請書を郵送しています。申請がお済みでない方は内容を確認し、郵送で提出してください。申請書が届いていない方は、ご連絡ください。

[対](#)障害者手帳の交付を受けていて、個別の障害が次のいずれかに該当する方 ●視覚障害、下肢障害、体幹障害、移動障害の1・2級 ●内部障害1級 ●療育手帳A判定

●精神障害者保健福祉手帳1級

[他](#)入院中の方や特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム（A型）、障害者支援施設、児童福祉施設に入所中の方は対象外

**助成内容** 600円のチケットを24枚交付（6月～来年5月分）

[障害福祉課](#) 25・9855

### 夜間・休日の当番医は 北海道救急医療情報案内センター

一般電話からはフリーダイヤル [携帯](#)電話からは

[0120・20・8699](#) [011・221・8699](#)

**夜間急病センター**の場所・診療時間  
市立旭川病院2階（金星町1 25・0297）  
午後10時～午前7時30分



## 後期高齢者医療制度の一部を変更

[国民健康保険課](#) 25・8536

### 対象

後期高齢者医療制度加入者

- 75歳以上の方
- 65～74歳で一定の障害がある方

### 均等割の判定基準の変更

均等割の判定基準が、下の表のとおり変わります。

均等割 軽減割合	所得要件＝前年の所得（被保険者+世帯主）が以下の金額より低い世帯	
	令和4年度	令和5年度
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）
5割軽減	43万円+（28万5千円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円+（29万円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	43万円+（52万円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円+（53万5千円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）

令和5年度  
保険料の  
計算方法

均等割  
被保険者が等しく  
負担する額 **51,892円**

+

所得割  
被保険者本人の所得に応じて負担する額  
（令和4年中の所得－43万円）×10.98%

=  
1年間の保険料  
限度額 **66万円**  
100円未満切り捨て

保険料の  
詳細は7月に  
個別に送付  
します



### 後期高齢者医療限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・交付

提示することで、医療機関の窓口で支払う医療費が自己負担限度額までになります。限度額適用認定証の対象は、3割負担の方で一定所得額以下の方です。また、市民税非課税世帯の方には、入院中の食事代の減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。いずれも申請が必要です。現在、認定証（水色）を持っていて、引き続き資格要件を満たす方には、8月から使える新しい認定証（黄緑色）を7月末までに送付します。

[保](#)保険証を持参し、[国民健康保険課](#)（総合庁舎1階 25・8536）

### 重度心身障害者医療費受給者証の更新

医療費受給者証の有効期限は、7/31(月)です。現在受給中の方の資格要件を確認し、更新できる方には8月からの受給者証を、更新できない方には通知文を7月末までに送付します。受給資格は令和4年中の所得で認定します。令和3年中の所得が基準額を超えていたため助成を受けていない方で、令和4年中の所得が基準額に満たない方は申請が必要です。

[国民健康保険課](#) 25・8536

## 福祉・保険

### 国民健康保険限度額適用認定証の申請・交付

提示することで、医療機関の窓口で支払う医療費が自己負担限度額までになります。また、市民税非課税世帯の方には、入院中の食事代の減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。いずれも申請が必要です。現在、認定証を持っている方で、8月以降も認定証が必要な場合は、7/3(月)以降に改めて申請してください。なお、オンライン資格確認では、8/1(火)から数日間区分が表示されない場合がありますので、適用を受けたい方は認定証の交付申請をしてください。

[対](#)●市民税課税世帯の69歳以下の方 ●市民税課税世帯（課税所得145万円以上690万円未満）の70～74歳の方 ●市民税非課税世帯の方  
※市民税非課税世帯で、申請月を含む過去12か月間に91日以上入院した方は、入院期間が記載された領収書を持参すると、食事代を減額。

[他](#)保険料の滞納者には交付不可。特別な理由があると認められる場合は例外あり

[保](#)保険証を持参し、[国民健康保険課](#)（総合庁舎1階 25・6247）、各支所